

Ⅲ 毎月勤労統計調査特別調査の結果の概要

1 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

2 調査の対象

厚生労働省が指定した調査区に所在する事業所のうち、調査期日現在1～4人の常用労働者を雇用している事業所（以下「事業所規模1～4人の事業所」という。）で、県内319事業所である。

ただし、調査範囲となる産業については日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業であり、そのうち、主な事業が農業、林業及び漁業の事業所、家事サービス業及び外国公務、立法、司法の事務及び行政事務を直接行う事業所を除いている。

常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」の調査結果については、平成14年3月改定の産業分類に基づくものであり、平成22年1月分より平成19年11月改定の産業分類に移行している。

3 調査期日

平成21年7月31日（給与締切日の定めがある場合には、平成21年7月の最終給与締切日）

4 調査の結果

(1) 賃金

① きまって支給する現金給与額

平成21年7月における事業所規模1～4人の調査産業計事業所（以下、特に断りのない限り調査産業計に関するものである。）の月間きまって支給する現金給与額は、前年（192,282円）と比べ11,912円減の180,370円であった。男女別では、男が9,414円減の253,863円、女が12,577円減の121,499円であった。

また、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額の格差は、事業所規模30人以上（270,029円）を100とした場合に66.8であった。（表3-1、図3-1）

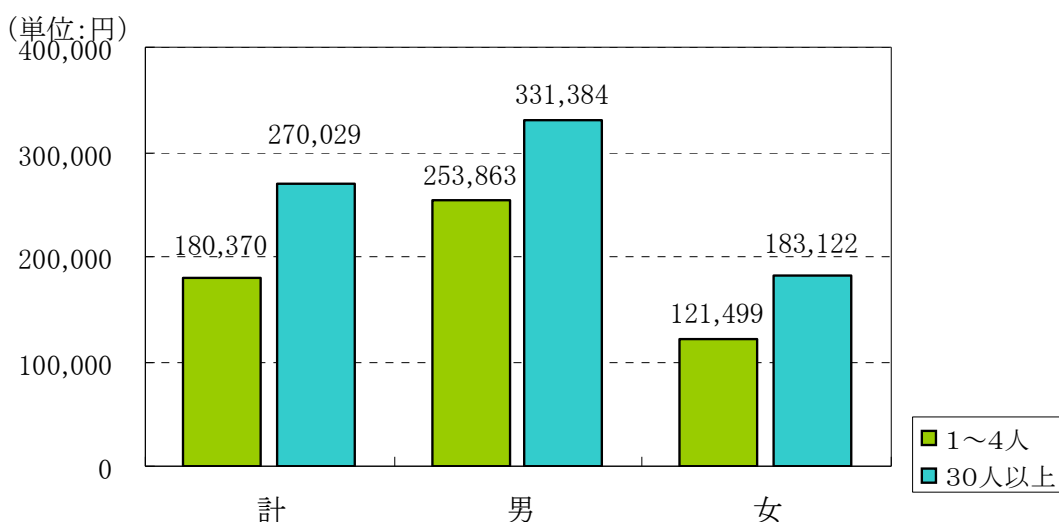
表3-1 産業別きまって支給する現金給与額及び規模別の格差

産 業	計			男			女		
	実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差	
		全国平均 =100	本県30人 以上=100		全国平均 =100	本県30人 以上=100		全国平均 =100	本県30人 以上=100
調査産業計	180,370	97.3	66.8	253,863	100.6	76.6	121,499	90.2	66.3
建設業	243,533	98.7	75.1	260,378	95.3	76.2	146,013	98.7	63.9
製造業	157,801	77.7	53.8	226,232	88.5	68.3	95,370	76.9	54.9
卸売業、小売業 生活関連	189,476	100.8	107.7	264,094	102.7	97.8	130,125	93.7	109.6
サービス業、娯楽業	165,356	116.1	—	239,104	118.7	—	134,275	107.9	—

(注1) 本県30人以上規模については、毎月勤労統計調査地方調査の平成21年7月分調査結果による。

(注2) 特別調査は新産業分類で集計を行っているが、本県30人以上規模については旧産業分類で集計しているため、生活関連サービス業、娯楽業は接続していない。

図3-1 規模別きまって支給する現金給与額（調査産業計）



② 特別に支払われた現金給与額

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、前年（212,285円）と比べ26,157円減の186,128円であった。男女別では、男が42,153円減の265,513円、女が13,906円減の118,521円であった。（表3-2）

表3-2 産業別年間特別に支払われた現金給与額と支給割合

産 業	計		男		女	
	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合
調 査 産 業 計	186,128	1.03	265,513	1.05	118,521	0.98
建設業	131,992	0.54	144,163	0.55	58,702	0.40
製造業	126,897	0.80	211,779	0.94	49,580	0.52
卸売業, 小売業	221,873	1.17	349,989	1.33	120,224	0.92
生活関連サービス業, 娯楽業	68,948	0.42	65,852	0.28	70,086	0.52

(注) 支給割合は、7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間・出勤日数

① 労働時間

通常日1日の実労働時間は、前年（7.2時間）と同じ7.2時間であった。男女別では、男が前年と同じ7.9時間、女が0.1時間増の6.7時間であった。（表3-3）

② 出勤日数

出勤日数は、前年（21.0日）と比べ0.1日減の20.9日であった。男女別では、男が0.6日減の22.2日、女が0.2日増の19.8日であった。（図3-2）

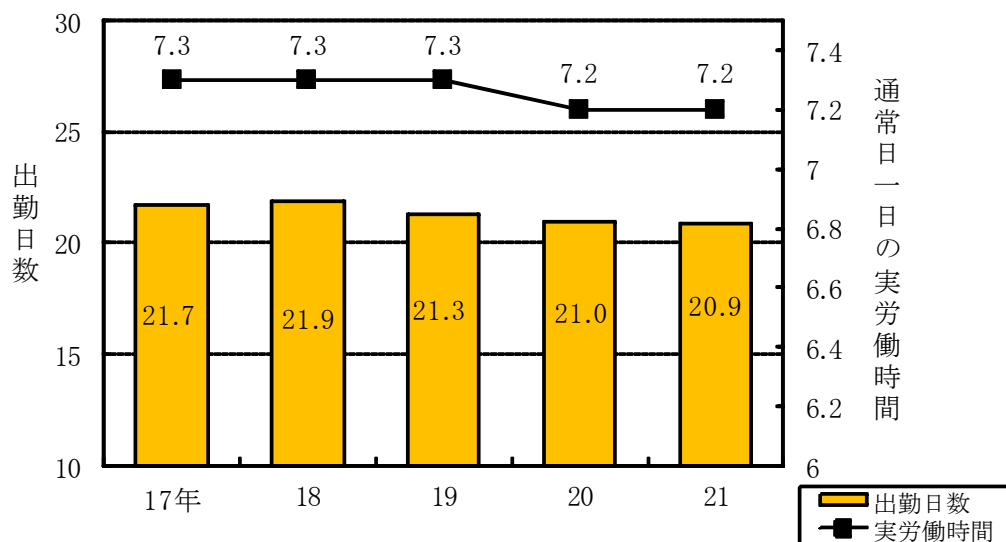
表3-3 産業、規模別通常日1日の実労働時間等

産 業	実 労 働 時 間			出 勤 日 数		
	本 県 1～4人	全 国 平 均	本 県 30人以上	本 県 1～4人	全 国 平 均	本 県 30人以上
調 査 産 業 計	7.2	7.1	7.8	20.9	20.8	19.9
男	7.9	7.9	8.3	22.2	22.0	20.5
女	6.7	6.6	7.1	19.8	19.9	19.2
建設業	7.4	7.6	8.3	23.1	21.7	20.4
製造業	6.9	7.2	8.2	19.2	20.4	20.3
卸売業, 小売業	7.6	7.4	6.5	22.0	21.5	20.2
生活関連サービス業, 娯楽業	7.2	7.1	—	21.0	21.0	—

(注1) 事業所規模30人以上については、毎月勤労統計調査地方調査平成21年7月分であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。

(注2) 特別調査は新産業分類で集計を行っているが、本県30人以上規模については旧産業分類で集計しているため、生活関連サービス業、娯楽業は接続していない。

図3-2 通常日1日の実労働時間等の推移



(3) 雇用

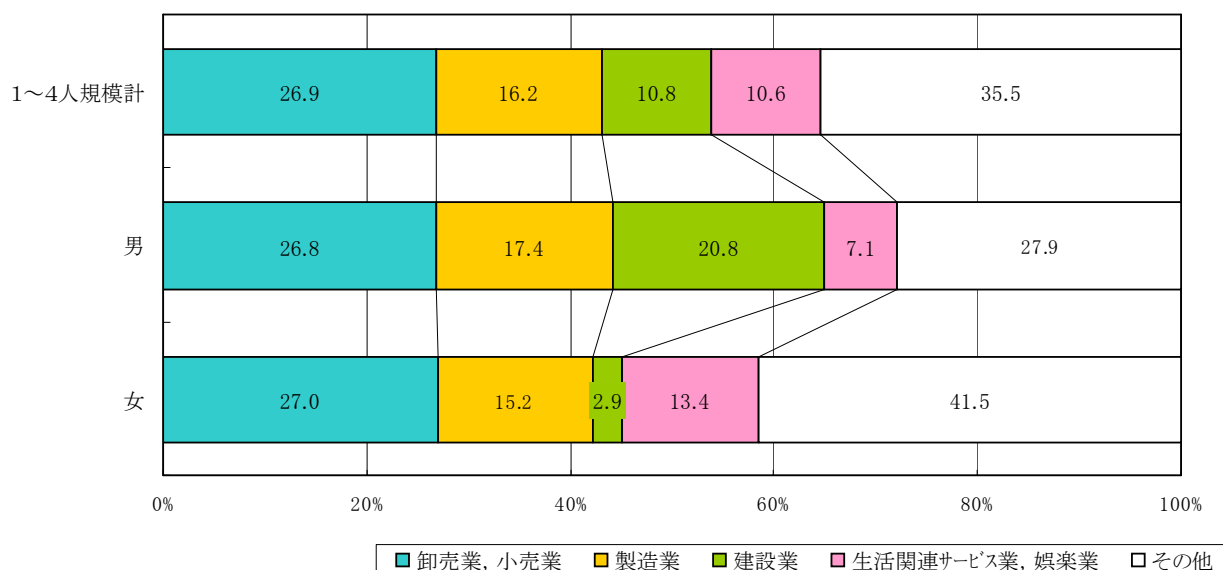
平成21年7月31日現在の事業所規模1～4人の事業所における常用労働者数は32,196人であり、この内訳は男が14,320人、女が17,877人となった。

産業別構成は、卸売業、小売業が26.9%と最も多く、次いで製造業の16.2%、建設業の10.8%の順であった。

男女別でみると、男は卸売業、小売業の26.8%、建設業の20.8%、製造業の17.4%の順であり、女は卸売業、小売業の27.0%、宿泊業、飲食サービス業の15.3%、製造業の15.2%の順であった。

女性常用労働者の比率は、55.5%で前年(54.9%)を0.6ポイント上回り、過半数に達している。(図3-3)

図3-3 規模別常用労働者の産業別構成



5 統計表 (平成21年7月)

産 業	常 用 労 働 者 1 ～ 4 人 の 事 業 所				
	常用労働者数	月間出勤日数	1日の労働時間数	月間定期給与	特別に支払われた給与(年間)
	人	日	時間	円	円
調査産業計	32,196	20.9	7.2	180,370	186,128
男	14,320	22.2	7.9	253,863	265,513
女	17,877	19.8	6.7	121,499	118,521
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—
建設業計	3,485	23.1	7.4	243,533	131,992
男	2,972	23.2	7.6	260,378	144,163
女	513	22.0	6.5	146,013	58,702
製造業計	5,210	19.2	6.9	157,801	126,897
男	2,486	20.2	7.9	226,232	211,779
女	2,725	18.3	6.0	95,370	49,580
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—
情報通信業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
運輸業、郵便業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
卸売業、小売業計	8,676	22.0	7.6	189,476	221,873
男	3,844	23.4	8.2	264,094	349,989
女	4,832	20.9	7.2	130,125	120,224
金融業、保険業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
不動産業、 物品賃貸業	—	—	—	—	—
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
学術研究、専門 ・技術サービス業計	1,190	19.2	7.9	234,654	362,156
男	727	20.3	8.6	303,615	463,945
女	463	17.5	6.7	126,442	175,897
宿泊業、 飲食サービス業計	3,268	18.0	6.2	88,970	26,693
男	532	23.0	7.4	185,308	90,602
女	2,736	17.1	6.0	70,219	12,164
生活関連サービス業、 娯楽業計	3,408	21.0	7.2	165,356	68,948
男	1,010	24.6	8.0	239,104	65,852
女	2,397	19.4	6.9	134,275	70,086
教育、学習支援業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
医療、福祉計	1,751	21.4	6.9	165,083	271,324
男	194	15.4	6.6	192,281	112,275
女	1,557	22.1	6.9	161,701	294,534
複合サービス事業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
サービス業計	2,325	22.1	7.0	190,495	164,311
男	1,016	22.6	7.7	252,515	200,187
女	1,308	21.7	6.4	142,300	134,370

注1 :「—」は該当数字なし、「X」は集計数が少ないため、公表していない。

注2 :特別に支払われた給与は、勤続年数1年以上の常用労働者を対象に、平成20年8月から平成21年7月までの1年間に支払われたものの累計である。

6 主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めず、又は、1か月を越える期間を定めて雇われている者。
- ② 同一の事業所に日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記①、②の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約及び就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいう。所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を越える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

(4) 出勤日数

調査期間中に、本来業務の遂行のために実際に出勤した日数をいう。たとえ1日に1時間でも就業すれば、出勤日とする。ただし、有給であっても出勤しない日は含めない。

(5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、早出時間、残業時間、手持ち時間を含む。

ただし、休憩時間は除く。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとしている。

(6) 16大産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）のことである。

また、本調査でいう調査産業計とは、前記16大産業の合計である。なお、調査事業所が少ない産業（情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、複合サービス事業）については、秘密保持のため表章はしていないが、調査産業計には含めてある。